

## 令和元年台風第15号、第19号及び10月25日大雨により被災した介護保険の被保険者に係る利用料の減額・免除に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、令和元年台風第15号、第19号及び10月25日大雨（以下「台風等」という。）で被災した介護保険の被保険者（以下「被保険者」という。）に係る介護保険利用料（食費及び居住費等は除く）（以下「利用料」という。）の減額・免除の取り扱いに関し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第50条及び第60条並びに千葉市介護保険条例（平成12年千葉市条例第12号。以下「条例」という。）、千葉市介護保険規則（平成12年千葉市規則第74号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (免除対象者)

第2条 免除の対象となる者（以下「免除対象者」という。）は、台風等で被災し、災害救助法の適用を受けた区域（災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に規定する区域をいう。以下同じ。）に住所を有する、又は有していた被保険者であり、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 台風等による被害を受けたことにより、被保険者の居住する住宅が半壊、床上浸水又はこれらに類する損害以上の損害を受けた者
- (2) 台風等による被害を受けたことにより、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は障害者（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となり、若しくは重篤な傷病を負った者
- (3) 台風等による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の行方が不明である者
- (4) 台風等による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
- (5) 台風等による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者

2 前項の規定による免除を受けようとする者は、規則別表第2に規定する介護保険利用者負担額減額・免除申請書を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその可否を決定し、規則第26条第2項の介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書又は同条第5項の介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書（総合事業）により当該申請者に通知するものとする。

4 区長は、前項の免除決定を行ったときは、介護保険利用者負担額減額・免除認定証（様式第1号）又は介護保険利用者負担額減額・免除認定証（総合事業）（様式第2号）（以下「利用料免除認定証」という。）を交付するものとする。

(適用期間)

第3条 免除の適用期間は、台風等により被害を受けた日（以下「適用日」という。）の属する月から令和2年9月までとする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 令和元年台風第15号で被災した被保険者の場合 令和2年8月
- (2) 前条第1項第3号に該当する免除の適用期間は、適用日から前項で定める月までの間において、その行方が明らかとなった日の属する月の前月までとする。

(免除認定証の提示)

第4条 第2条第4項の利用料免除認定証の交付を受けた被保険者（以下「利用料免除対象被保険者」という。）は、介護サービス事業者からサービスの提供を受ける際に、利用料免除認定証を介護保険被保険者証に添えて当該介護サービス事業者に提示しなければならない。

(利用料の還付)

第5条 区長は、利用料免除対象被保険者が免除の適用期間において、介護サービス事業者からサービスの提供を受け、当該期間に係る利用料を当該サービス業者に支払った場合は、同期間の利用料に限り、還付することができる。この場合において、高額介護サービス費の支給を受けることができる場合は当該額を控除するものとする。

- 2 前項の還付を受けようとする者は、介護保険利用料還付申請書（様式第3号）に証明書類を添えて区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかなその可否を決定し、介護保険利用料の還付に係る決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(免除の取り消し)

第6条 区長は、免除の適用を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その適用を取り消すことができる。

- (1) 資力の回復その他の事情の変化により、免除の適用が不相当であると認められるとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の行為により免除の適用を受けたと認められるとき。
- 2 区長は、前項の規定により免除の適用を取り消したときは、介護保険利用料の減額・免除取消通知書（様式第5号）により、当該適用を取り消された者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により免除の適用を取り消された者は、速やかに利用料免除認定証を区長に返還しなければならない。

(他の要綱との調整)

第7条 台風等で被災した被保険者に係る利用料の免除については、千葉市介護保険

利用者負担額の減額に関する取扱要綱（平成12年4月1日施行）（以下「利用料要綱」という。）が適用される場合においても、本要綱を優先して適用する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月12日から施行し、同年9月1日以降の利用料について適用する。

附 則

1 この要綱は、令和2年1月24日から施行し、令和元年9月1日以降の利用料について適用する。

2 この要綱の施行の際、現に第2条第3項の規定による免除決定通知を受けている者の免除の適用期間については、改正後の要綱第3条第1項第1号の規定を適用する。

附 則

1 この要綱は、令和2年2月17日から施行し、令和元年9月1日以降の利用料について適用する。

2 この要綱の施行の際、現に第2条第3項の規定による免除決定通知を受けている者の免除の適用期間については、改正後の要綱第3条の規定を適用する。